

## 規制シート(様式)

(別紙1)

080200900590001

平成27年7月10日

規制の名称	資金決済に係る制度整備	所管府省	金融庁
根拠法令等	資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総務企画局信用制度参事官 佐藤 則夫
規制目的	資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の中で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資すること。		
規制内容の概要	<p>前払式支払手段発行者は、内閣総理大臣の登録又は届出が必要であり、また、基準日における未使用残高が1,000万円を超える場合は、その1/2以上の額について、供託等による保全が必要。</p> <p>資金移動業者として内閣総理大臣の登録を受けることで、銀行等の免許を受けなくても、為替取引を行うことができることとし、送金途上にある資金と同額以上の資産を供託等により保全する必要。</p> <p>資金清算業を行う者は、内閣総理大臣の免許が必要。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>資金決済に関する法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。</p> <p>現在、金融審議会の下に設置された「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」等において審議を行っており、それらを踏まえて検討する必要があるため。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	検討中
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	資金決済に関する法律附則第36条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>